

Lighthouse サービス利用規約

第1章 サービス利用契約

第1節 総則

第1条 (適用)

本 Lighthouse サービス利用規約（以下「**本規約**」といいます。）には、株式会社商船三井（以下「**当社**」といいます。）が提供する、海上輸送に関する情報を提供するためのプラットフォームサービスである「Lighthouse」（以下「**本サービス**」といいます。）上において、データプロバイダー（定義は第4条で定める通りです。）が提供し、データ利用者（定義は第4条で定める通りです。）が利用するデータの利用権限を設定するとともに、当社、データプロバイダー、データ利用者各々の間の本サービスの利用条件その他の権利義務関係が定められています。本規約は、データプロバイダー及びデータ利用者による本サービスの利用及び本サービスを利用して行われるデータ取引に関する一切の事項に適用されます。本規約の内容と、当社が登録利用者（定義は第4条で定める通りです。）との間で別途締結する個別の契約又はサービス利用規約（以下「**個別利用規約**」といいます。）の内容に矛盾又は抵触がある場合は、個別利用規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条 (本サービスの目的)

本サービスは、データプロバイダーがデータ利用者に対して、海上輸送に関する情報を提供することによる輸送内容や輸送状況の可視化、効率的な運航、輸送品質の向上、海象又は気象状況の把握及び予測、その他海上輸送に関するデータの利活用等を目的としたサービスです。

第3条 (本サービスの内容)

当社は、本サービスの内容として、以下に定めるサービスを提供するものとします。

(1) プラットフォーム利用サービス

登録利用者に対し、プラットフォームを通じたデータ提供を行うための基盤等を提供するサービス

(2) 統計情報提供サービス

取引対象データを、特定の登録利用者に関する情報（船荷情報、港湾情報、輸送契約情報を含む）の個別項目が識別・特定されない統計情報に加工したうえで、当該統計情報をデータ利用者に対して提供するサービス

(3) 特定データ利用者統計情報提供サービス

取引対象データを、特定のデータ利用者のみが識別・特定されるが、他のデータ利用者に関する情報（船荷情報、港湾情報、輸送契約情報を含む）の個別項目が識別・特定されない特定データ利用者統計情報に加工したうえで、当該特定データ利用者統計情報を、当該特定のデータ利用者のみに対して提供するサービス

（４）海上輸送関連データ提供サービス

登録利用者に対し、当社が利用権限を有する海上輸送等に関するデータを提供するオプションサービス

第４条（定義）

- 1 本規約において利用する以下の用語は、各々以下に定義された意味を有するものとします。
 - （１）「サービス利用契約」とは、登録利用者と当社との間で締結され、本規約及び個別利用規約によって構成される本サービスに関する利用契約をいい、当該登録利用者の本サービスの利用に関して適用される契約をいいます。
 - （２）「データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）をいいます。本サービスにおいて取り扱うデータの項目は、別紙取扱いデータ一覧に記載するとおりですが、これらのデータ項目は適宜変更、追加、削除されるものとします。
 - （３）「データ取引」とは、データの利用許諾、提供その他の処分をいい、特に定めのない限り、プラットフォームを通じて実施される、データの利用許諾をいうものとします。
 - （４）「データプロバイダー」とは、サービス利用契約及びデータ利用契約等の規定に従い、プラットフォームを通じてデータを提供する海運会社等の登録利用者をいいます。
 - （５）「データ利用者」とは、サービス利用契約及びデータ利用契約の規定に従い、データプロバイダーから、プラットフォームを通じて取引対象データの利用許諾等を受ける登録利用者である、サービスユーザー又はサードパーティーユーザーをいいます。
 - （６）「サービスユーザー」とは、サービス利用契約及びデータ利用契約の規定に従い、データプロバイダーから、プラットフォームを通じて取引対象データの利用許諾等を受ける荷主等の登録利用者をいいます。
 - （７）「サードパーティーユーザー」とは、サービス利用契約及びデータ利用契約の規定に従い、データプロバイダーから、プラットフォームを通じて取引対象データの利用許諾等を受ける登録利用者のうち、データプロバイダー又はサービスユーザーにより海上輸送業務に従事若しくは寄与する者として指定を受けた者でデータプ

ロバイダーが許諾した者をいいます。

- (8) 「登録利用者」とは、本サービスの利用者として当社に登録がなされた者をいい、データプロバイダー、サービスユーザー及びサードパーティーユーザーを個別に又は総称していいます。
- (9) 「データ利用契約」とは、データプロバイダーとデータ利用者との間で締結される、取引対象データの利用許諾に関する契約をいいます。
- (10) 「取引対象データ」とは、データ利用契約に基づきデータプロバイダーからプラットフォームを通じてデータ利用者に提供されるデータをいいます。
- (11) 「データ利用者利用許諾データ」とは、取引対象データのうち、第12条（データ利用者利用許諾データの利用許諾等）に基づき、データ利用者がデータプロバイダーに利用を許諾するデータであって、データ利用者が利用権限を有するデータをいいます。
- (12) 「保管データ」とは、データプロバイダーからプラットフォームに提供され、指定サーバーに保存・格納されるデータをいい、取引対象データのほか、データプロバイダーが本サービスを利用するに際して入力するデータプロバイダー自身に関するデータ等を含むものとします。
- (13) 「統計情報」とは、複数の取引対象データから共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計、統合して得られるデータであり、登録利用者その他のデータ項目との対応関係が排斥されたデータをいいます。
- (14) 「特定データ利用者統計情報」とは、特定のデータ利用者に関する取引対象データから、共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計、統合して得られるデータをいいます。
- (15) 「第三者提供」とは、譲渡、貸与、利用許諾又は担保提供の如何を問わず、また提供方法、仕様、形態の如何を問わず、データを自己以外の者に提供する一切の行為をいいます。但し、別途定めがある場合を除き、次に掲げる場合は、第三者提供に該当しないものとします。
- ア. 法令、裁判所命令又は行政上の命令に基づく開示請求を受けた場合。
 - イ. 提供者が、サービス利用契約又はデータ利用契約に基づき当該者に認められる利用目的の達成に必要な範囲内においてデータの取扱いの一部又は全部を委託（再委託以降を含みます。以下本号において同じ。）することに伴って、データが提供される場合。但し、サービス利用契約又はデータ利用契約に基づき当該者が負う義務（秘密保持義務、目的外利用禁止義務及び第三者提供禁止義務を含むがこれに限られません。）を委託先に対し遵守させる旨の契約その他の書面による同意を得た上で提供される場合に限りま。
 - ウ. 弁護士、公認会計士、税理士その他守秘義務を負う専門家に対して、守秘を条件として開示する場合。

- (16) 「**知的財産権**」とは、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）をいいます。
 - (17) 「**指定サーバー**」とは、本サービスに関連して保有・管理するデータ管理のため当社が適切と判断し指定するサーバーをいいます。
 - (18) 「**プラットフォーム**」とは、当社又は当社から委託（再委託以降を含みます。）を受けた第三者が管理する、本サービスの利用に供されるデータ取引のための基盤をいいます。
 - (19) 「**当社グループ法人**」とは、当社の有価証券報告書に記載される当社の連結子会社及び持分法適用関連会社のほか、当社ウェブサイト「**グループ企業一覧**」(<https://www.mol.co.jp/corporate/group/index.html>) 記載の各企業をいいます。
- 2 本規約において定義された用語は、特に定めのない限り、他の個別利用規約及びデータ利用契約においても同一の意義を有するものとします。

第2節 本サービスの登録利用者としての登録

第5条（登録）

- 1 本サービスの利用を希望する者（以下「**登録希望者**」といいます。）は、本規約及び個別利用規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「**登録事項**」といいます。）を当社の定める方法で提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。
- 2 本サービスについてデータプロバイダーとしての利用を希望する登録希望者は、前項に定める登録申請に当たり、以下の各号に定める登録条件を充足しなければならないものとします。
 - (1) 登録希望者の知り得る限り、当社に提供する登録事項が真実及び正確であること
- 3 当社は、当社の基準に従って、第1項に基づいて登録申請を行った登録希望者（以下「**登録申請者**」といいます。）の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。登録申請者の登録利用者としての登録は、当社（当社から委託（再委託以降を含みます。）を受けた第三者を含みます。）による本項の通知並びにパスワード及び利用者IDの発行をもって完了したものとします。
- 4 前項に定める登録の完了時（前項に定める登録が完了した日を以下「**利用開始日**」といいます。）に、サービス利用契約が登録申請者と当社間に成立し、登録申請者は登録利用者として、本サービスを本規約及び個別利用規約に従い利用できるようになります。
- 5 当社は、登録申請者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び

再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。

- (1) 当社に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 自らが反社会的勢力（第41条（反社会的勢力の関係排除）1項1号により定義されたものを指します。）である、自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与しているものをいいます。以下同じ。）が反社会的勢力である若しくは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している、又は反社会的勢力に対して資金を提供し若しくは便益を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力と何らかの関係を有していると当社が判断した場合
 - (3) 登録申請者が過去当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
 - (4) 第28条（当社によるサービス利用契約の解除等）に定める措置を受けたことがある場合
 - (5) 登録希望者が本条第2項に定める登録条件を充足しないと当社が判断した場合
 - (6) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合
- 6 当社は、本条に基づき当社が行った行為により登録利用者（登録申請者または登録希望者を含みます。）に生じた損失、損害について一切の責任を負いません。

第6条（登録事項の変更）

登録利用者は、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。

第3節 本サービスの内容

第7条（本サービスの利用）

- 1 登録利用者は、本規約の範囲内で、本サービスを利用することができるものとします。
- 2 データ利用者は、本規約又はデータ利用契約で認められる範囲に限り、本サービスに基づいて取引対象データを利用することができるものとします。
- 3 当社は、善良な管理者の注意をもって本サービスを運営するものとします。
- 4 本サービスに関する知的財産権、ノウハウ及び営業秘密（以上を総称して以下「**知的財産権等**」といいます。）は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、サービス利用契約に基づく本サービスの提供は、本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権等の譲渡、移転、使用

許諾を意味するものではありません。

第8条（保管データの利用権限の所在及び当社に対する利用許諾等）

- 1 データプロバイダーからプラットフォームに提供される保管データの利用権限は、特段の定めがある場合を除き、データプロバイダーが有するものとし（但し、データ利用者利用許諾データを除きます。）、本サービスを通じたデータ取引により、データ利用契約を締結した範囲を超えて、当社又は他の登録利用者に対し提供（譲渡、貸与、利用許諾又は担保提供の如何を問いません。）、移転又は処分されるものではありません。
- 2 前項に規定する利用権限の内容は、特段の定めがある場合を除き、データを利用、開示、第三者提供及び処分することのほか、データに係る一切の権限を含むものとします。
- 3 データプロバイダーからプラットフォームに提供される保管データに関して知的財産権が存する場合、その帰属については、データプロバイダー又はデータプロバイダーに当該データの利用を許諾した第三者（データ利用者を含みます。）に帰属するものとします。
- 4 データプロバイダーは、当社に対して、当社が以下の目的の範囲内で、保管データを利用することを許諾するものとします。
 - (1) 統計情報を作成して、データ利用者に提供するため（第9条（当社による保管データの取扱い）第3項記載のとおり、統計情報の作成は第11条（本サービスの委託）の再委託先を介して行われるものとします。）
 - (2) 特定データ利用者統計情報を作成して、当該特定のデータ利用者に提供するため（第9条（当社による保管データの取扱い）第3項記載のとおり、特定データ利用者統計情報の作成は第11条（本サービスの委託）の再委託先を介して行われるものとします。）
 - (3) 第26条（本サービスの停止等）第1項（4号を除く）及び第2項に定める事由が生じた場合、その他本サービスの保守又は管理の必要が生じた場合に、これらに対応するため

第9条（当社による保管データの取扱い）

- 1 当社は、保管データについて、次の各号のいずれかに該当する行為をしないものとします。但し、保管データが指定サーバーに提供された時点で、当社が既に保有していたデータと同一のデータ又は当社自身がデータプロバイダーとなる場合の保管データについてはこの限りでないものとします。
 - (1) 第8条（保管データの利用権限の所在及び当社に対する利用許諾等）第4項に定める目的または利用条件の範囲を超えて、自ら利用し、又はデータ利用者に利用

させること

- (2) 第8条（保管データの利用権限の所在及び当社に対する利用許諾等）第4項に定める目的または利用条件の範囲を超えて、第三者（データ利用者を除きます。）に対し、開示若しくは漏えいし、又は利用させること
- 2 当社は、第11条（本サービスの委託）に定める再委託先を介することなく、データプロバイダーが提供した保管データに直接アクセスを行わないものとします（但し、当社自身がデータプロバイダーとなる場合に、当社がデータプロバイダーとして当社の保管データにアクセスする場合、第8条（保管データの利用権限の所在及び当社に対する利用許諾等）第4項第3号に定める目的による場合を除きます。）。
- 3 当社は、第11条（本サービスの委託）に定める再委託先を介して統計情報を作成したうえで、当該統計情報をデータ利用者に対して提供すること、ならびに第11条（本サービスの委託）に定める再委託先を介して特定データ利用者統計情報を作成したうえで、当該特定のデータ利用者に対して提供することができるものとし、登録利用者は当社によるかかる保管データの利用についてあらかじめ同意するものとします。
- 4 当社は、本サービスの提供、維持・管理、機能・精度向上、改善、改良、開発等を目的として、登録利用者による本サービスの利用状況若しくは利用頻度等（利用回数、利用日時、利用閲覧履歴、利用デバイス・ブラウザを含み、以下本条において同様とします。）を利用し、又は当該目的のために必要な限度でこれらの情報を解析し、加工（これらの解析や加工は第11条（本サービスの委託）に定める再委託先を介して行われるものとします。）したうえで利用することができるものとします。登録利用者は、かかる解析、加工を第11条（本サービスの委託）に定める再委託先が行うこと、かかる利用を当社が行うことに同意するものとします。なお当社のこれらの利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権は、当社に帰属するものとします。

第10条（サービス内容の変更）

- 1 当社は、本サービスの改善改良等を目的として、当社の都合により、本サービスの内容を変更することができます。当社は当該変更によって、変更前の本サービスのすべての機能又は性能が維持されることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき登録利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第11条（本サービスの委託）

- 1 当社は、本サービスの提供に係る業務の全部又は一部を、登録利用者の承諾を得ることなく、第三者に委託（再委託以降を含みます。以下本条において同じ。）するこ

とができるものとします。第三者への委託に保管データの取扱いが含まれる場合、当社が直接委託契約を締結する第三者は当社グループ法人に属する法人に限るものとし、当該当社グループ法人に属する法人と再委託契約を締結する第三者（以下「再委託先」といいます。）は、当社グループ法人に属さない法人であり、かつ、当該再委託契約締結時において当社とサービス利用契約を締結しているデータプロバイダーのグループ法人（当該データプロバイダーの有価証券報告書等に記載される連結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。）に属さない法人に限られるものとし、当社はこれらの委託先を法令に定めるところに従い適切に管理監督するものとします。

- 2 当社は前項の委託をする場合、次の各号に定める義務を負うものとします。
 - (1) 登録利用者に対し、当該委託先の情報を通知又は公表すること
 - (2) 当該委託先に対し、委託業務の遂行について本規約で定める当社の義務と同等の義務を負わせること
 - (3) 保管データに個人情報が含まれる場合、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます）上必要な手続きを履践すること
- 3 登録利用者は、第1項の委託が行われることを承認し、当社に対して異議を申し述べないものとします。

第4節 データ利用者利用許諾データ

第12条（データ利用者利用許諾データの利用許諾等）

- 1 データ利用者は、データ利用者が指定するデータプロバイダーに対して、以下の目的の範囲内で、データ利用者利用許諾データを利用することを許諾するものとします。
 - (1) データプロバイダーとデータ利用者（データ利用者利用許諾データを利用許諾したデータ利用者に限ります。）間における運送契約に基づく業務を遂行するため
 - (2) データプロバイダーが、プラットフォームへ提供するため
- 2 前項のデータ利用者によるデータ利用者利用許諾データの利用許諾は、それぞれ以下の者に対する再利用許諾（以下の利用目的による利用に限られるものとします。）を含むものとします。
 - (1) 当社 第8条（保管データの利用権限の所在及び当社に対する利用許諾等）第4項各号記載の利用目的
 - (2) 前項のデータプロバイダーと業務委託契約を締結した（締結しようとする場合を含みます。）サードパーティーユーザー 第32条（取引対象データの利用目的）第1項（2）記載の利用目的

第13条（データ利用者利用許諾データの表明保証）

データ利用者は、データ利用者利用許諾データについて、前条各項に定める利用を許諾するための適法かつ正当な利用権限を有していることを表明し、保証するものとします。

第14条（データプロバイダーによるデータ利用者利用許諾データの管理）

データプロバイダーは、自らが関係するデータ利用者利用許諾データを他の情報と明瞭に区別して善良な管理者の注意をもって管理及び保管するものとし、適切な管理手段を用いて、自己の営業秘密と同等以上の管理措置を講ずるものとします。

第5節 利用料金、対価等

第15条（本サービス利用の対価）

- 1 登録利用者は、本サービス利用の対価として、当社が別途定める利用料金を、当社所定の方法により、当社に対して支払うものとします。
- 2 登録利用者が前項に定める利用料金の支払を遅滞した場合、登録利用者は年6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第16条（データプロバイダーによるデータの提供・利用許諾の対価）

データプロバイダーのサービス利用契約等に基づく保管データ又は取引対象データの提供及びこれらのデータの利用に関する許諾は無償でなされるものとし、当社はデータプロバイダーに対し、これらのデータ提供に関する対価ないし利用許諾に対する対価を支払う義務を負わないものとします。

第6節 利用期間

第17条（サービス利用契約期間）

- 1 サービス利用契約の契約期間は、第5条（登録）第4項に規定する本サービスの利用開始日から1年間とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービス利用契約の契約満了日の1ヶ月前までに、登録利用者から当社に対して、当社所定の方法で解約の申し込みがなかった場合には、サービス利用契約の契約満了日の翌日を更新日として更に1年間、同一の内容・条件にてサービス利用契約が更新されるものとし、以後も同様とします。

第7節 登録利用者の義務等

第18条 (パスワード、利用者IDの管理)

- 1 登録利用者は、自己の責任において、本サービスの利用にあたって提供されるパスワード及び利用者IDを適切に管理するものとし、個別利用規約に別途定めがある場合を除き、これを第三者に開示し、利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更若しくは売買等をしてはならないものとします。
- 2 パスワード、又は利用者IDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は登録利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 3 当社は、利用者IDとパスワードの一致によって認証を行った後に行われた本サービスの利用行為については、全て登録利用者に帰属するものとみなすことができます。

第19条 (電気通信回線)

登録利用者が使用する端末機器とプラットフォームを接続する電気通信回線は、登録利用者自身の責任と費用負担において、確保、維持されるものとし、当社は、当該電気通信回線に起因する結果につき一切の責任を負いません。

第20条 (禁止事項)

- 1 登録利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。
 - (1) 本規約、サービス利用契約、データ利用契約、個別利用規約又は法令に違反する行為
 - (2) 犯罪行為に関連する行為
 - (3) 公序良俗に反する行為
 - (4) 第2条(本サービスの目的)に定める目的以外の目的で本サービスを利用する行為
 - (5) 本規約、サービス利用契約及びデータ利用契約において別途定める利用目的若しくは利用条件を超えて、本サービスを通じて取得したデータを利用する行為
 - (6) 本規約、サービス利用契約及びデータ利用契約において別途認められる場合を除き、本サービスを通じて取得したデータを第三者提供する行為
 - (7) 当社、本サービスの他の登録利用者又はその他の第三者の知的財産権等その他の権利又は利益を侵害する行為
 - (8) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - (9) 指定サーバー、本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
 - (10) 指定サーバー、本サービスのネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし、

又は不正なアクセスを試みる行為

- (1 1) 本サービスのシステムの解析、探知、デコンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングその他本サービスに係るコンピューター・システムのソースコードを入手しようとする行為
 - (1 2) 本サービスの他の登録利用者の利用者 ID 若しくはパスワードを利用する行為又は入手を試みる行為
 - (1 3) 本サービスの他の登録利用者の情報を収集する行為又は利用を妨害する行為
 - (1 4) 反社会的勢力（第 4 1 条（反社会的勢力の関係排除）1 項 1 号により定義されたものを指します。）との何らかの関係を有する行為
 - (1 5) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
 - (1 6) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 登録利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- 3 当社は、本サービスの利用に関して、登録利用者の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであること又は登録利用者の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に登録利用者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除し、又はサービス利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとし、かかる行為によって当社は一切の責任を負いません。但し、当社は、登録利用者の行為又は登録利用者が提供又は伝送する情報を監視する義務を負うものではありません。

第 2 1 条（表明保証）

- 1 データプロバイダーは、当社に対して、保管データにつき、データプロバイダーの知り得る限り、以下の各号を表明し、かつ保証するものとします。
 - (1) プラットフォームに提供するための適法かつ正当な利用権限（第 8 条（保管データの利用権限の所在及び当社に対する利用許諾等）第 4 項に定める利用を当社に許諾する権限を含みます。）を有していること
 - (2) コンピュータウイルス等、有害なプログラム・スクリプト類を含まないこと
 - (3) 法令、本規約又は個別利用規約に違反する内容を含まないこと
 - (4) 第三者と締結した秘密保持契約その他の契約に反しないこと
 - (5) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと
 - (6) 個人情報保護法に定める個人情報又は匿名加工情報を含む場合、個人情報保護法を遵守したうえで指定サーバーに提供していること（個人情報保護法上必要となる本人からの同意の取得を含みます。）。

- 2 データプロバイダーは、前各項の表明保証に違反する事項を確認した場合又はそのおそれがあることを確認した場合には、当社又は第11条（本サービスの委託）に定める委託先（再委託以降を含みます。）に対し、ただちに当該違反の事実を通知するものとします。

第22条（賠償責任）

登録利用者が、自己の故意または重大な過失によりサービス利用契約のいずれかの条項に違反した場合、登録利用者は、これにより当社が被った、損害、損失又は費用等を賠償するものとします。なお、本条に基づき損害賠償が認められる場合であっても、当社のサービス利用契約に基づき認められる他の権利（解除を含むがこれに限られません。）は制限されないものとします。

第8節 当社の義務等

第23条（パスワード及び利用者IDの管理）

- 1 当社は、登録利用者に付与したパスワード及び利用者IDについて、次の各号の義務を負うものとします。
 - (1) 他の登録利用者又は第三者に開示または漏えいしないこと
 - (2) 暗号化又はアクセス制限など、その秘密性を保持するための合理的な措置を講じること。
 - (3) 漏えい又はそのおそれが生じたときは、その登録利用者に対し、その旨をただちに通知すること。
- 2 登録利用者によるパスワード又は利用者IDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は登録利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第24条（保管データ等の管理）

- 1 当社は、第11条（本サービスの委託）に定める再委託先を介して、保管データを他の情報と明瞭に区別して善良な管理者の注意をもって管理及び保管するものとし、適切な管理手段を用いて、自己の営業秘密と同等以上の管理措置を講ずるものとします。
- 2 当社は、当社による前項に定める義務の履行を担保するため、定期的に（年1回を予定）、中立的第三者機関によって、保管データの管理・保管の方法及び状況に関する監査を受け、その結果をデータプロバイダーに対して報告するものとします。
- 3 データプロバイダーは、自ら提供した保管データに漏えいのおそれがあると判断した場合、当社に対して合理的な理由を示したうえで、保管データの管理方法又は保

管方法の是正を求めることができるものとします。

- 4 前項の是正の要求に合理的な理由がある場合、当社は速やかにこれに応じなければならないものとします。
- 5 当社は、第11条（本サービスの委託）に定める再委託先を介して、保管データに障害、損壊、滅失その他の不具合が発見された場合、速やかに当該保管データを指定サーバーに提供したデータプロバイダーに通知するとともに、法令において認められ、かつ商業的に合理的な範囲で、原因の特定及び不具合の是正に協力するものとします。但し、原因の特定又は不具合の是正を保証するものではありません。
- 6 当社は、保管データに関して、本サービスを提供する設備等の故障により滅失した場合にそのデータを復元する目的で、第11条（本サービスの委託）に定める再委託先を介してこれを一定期間保管する場合がありますが、復元の義務を負うものではありません。
- 7 当社は、障害、誤操作等による保管データ滅失からの復旧を目的として、保管データを保存するための機能を提供します。但し、すべての保管データが当該機能によって保存、復元されることを保証するものではありません。なお、当該機能によって復元をする場合は、当社（第11条（本サービスの委託）に定める委託先（再委託以降を含みます。）を含みます。）が有償で対応するものとします。
- 8 当社は、保管データの管理のために、当社が適宜適切と判断する場所において、第11条（本サービスの委託）に定める再委託先を介して、サーバー又はバックアップ用媒体物の保管管理をし、その他当社が適切と判断するデータ管理を実施するものとします。
- 9 指定サーバーに収納された保管データに関する当社の責任は、事由ないし方法の如何を問わず当該データが破壊され、改変され、又は滅失した場合に、商業的に合理的な範囲内で、当該保管データの回復、修正又は復元に努めることに限られるものとします。

第25条（登録利用者の情報及び個人情報の管理）

- 1 当社及び第11条（本サービスの委託）に定める委託先（再委託以降を含みます。）は、本サービスの提供に伴って知り得た登録利用者の情報、個人情報及びその他の関連する情報を、別途定める場合を除き、次項に定める利用目的以外で利用しないものとし、法令に基づいて紛失・破壊・改ざん・漏えい等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を施し、適正に管理するものとします。
- 2 当社及び第11条（本サービスの委託）に定める委託先（再委託以降を含みます。）は、本サービスの提供に伴って登録利用者から個人情報を取得する場合、当該個人情報を以下に定める目的のために利用するものとします。
 - (1) 本サービスの提供、維持、改良及び開発

- (2) 本サービスに関する問い合わせ等への対応
 - (3) 本人確認及び認証
 - (4) 上記に付随又は密接に関連する目的のための利用
- 3 当社は、第11条（本サービスの委託）に定める委託先（再委託以降を含みます。）に提供する場合及び法令で認められる場合を除き、取得した個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しないものとします。
- 4 当社が本サービスの提供に伴って登録利用者から個人情報を取得する場合であって、本人が、個人情報保護法又はその関連法令に基づき利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去を求めるときは、当社所定の様式で請求することができるものとします。

第26条（本サービスの停止等）

- 1 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、登録利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。
- (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 天災地変（台風、津波、地震、風水害、落雷、塩害等を含むがこれらに限られない）、火災、感染症、伝染病、疫病、公害、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分、指導その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他自己の責に帰すことのできない事由（以下「**不可抗力**」といいます。）により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、定時に前項第1号に定める点検又は保守作業を行う場合には、当社は、登録利用者に事前にその旨通知するものとします。

第27条（本サービスの終了）

- 1 当社は、当社の都合により、何時でも、本サービスの全部又は一部につき、提供を終了することができるものとします。
- 2 当社が、本サービスの全部又は一部につき提供を終了する場合、当社は、登録利用者に事前にその旨を通知するものとします。
- 3 当社が、不可抗力によって本サービスの全部又は一部につき提供を終了する場合において、事前の通知ができないときは、前項の規定にかかわらず、当社は登録利用者可能な限り速やかに事後その旨を通知することで足りるものとします。

第9節 サービス利用契約の終了

第28条（当社によるサービス利用契約の解除等）

- 1 当社は、登録利用者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、サービス利用契約の全部又は一部を解除し、登録利用者としての登録を抹消することができます。この場合、登録利用者が当社に対して第15条（本サービス利用の対価）に基づいて既に支払った利用料金が存する場合であっても、その理由の如何を問わず、当社はこれを返還しないものとします。
 - (1) サービス利用契約又はデータ利用契約のいずれかの条項に違反し、書面（電磁的記録を含みます。）による催告をしたにもかかわらず、30日を経過しても当該違反が是正されない場合
 - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (4) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して30日を経過しても応答がない場合
 - (5) 第5条（登録）第2項に定める登録条件を充足しなくなった場合
 - (6) その他、当社が本サービスの利用、登録利用者としての登録、又はサービス利用契約の継続を適当でないと判断した場合

第29条（登録利用者によるサービス利用契約の解除）

登録利用者は、サービス利用契約の期間中、解除しようとする日の1ヶ月前までに、当社所定の方法で当社に通知することにより、サービス利用契約を解除し、自己の登録利用者としての登録を抹消することができます。但し、登録利用者が当社に対して第15条（本サービス利用の対価）に基づいて既に支払った利用料金が存する場合であっても、その理由の如何を問わず、当社はこれを返還しないものとします。

第30条（サービス利用契約終了後の処理）

- 1 登録利用者は、事由の如何を問わずサービス利用契約が終了した場合、以後、本サービスを利用することができません。
- 2 当社は、データプロバイダーとの間のサービス利用契約が終了した場合、当該データプロバイダーとの間のサービス利用契約に基づき指定サーバーに格納された一切の保管データを、サービス利用契約終了日から遅滞なく消去するものとします。但し、当社は、秘密保持義務を遵守すること及び当該保管データを新たに他の登録

利用者へ提供しないことを条件として、法令等を遵守するために必要な範囲で、当該保管データを、第11条（本サービスの委託）に定める再委託先を介して保持することができるものとします。

第2章 データ利用契約

第1節 データ利用契約の成立及び取引対象データの利用条件

第31条（取引対象データの提供及び利用許諾）

- 1 データプロバイダーは、プラットフォームを通じて、当社所定の様式にしたがって、取引対象データを、データ利用者に対して提供するものとします。
- 2 データプロバイダーは、データ利用者に対して、データ利用者が第32条（取引対象データの利用目的）に定める目的の範囲内で取引対象データを利用することを許諾するものとします。
- 3 データプロバイダーは、以下の内容を含むデータを取引対象データとしてデータ利用者に提供することはできないものとします。
 - (1) 第21条（表明保証）に定める表明保証に違反するデータ
- 4 前項に定めるデータに該当するデータ（該当するおそれがある場合を含みます。）が取引対象データとしてデータ利用者に提供されていると第11条（本サービスの委託）に定める再委託先が合理的に判断した場合、当社は、当社の判断により、当該取引対象データを提供したデータプロバイダーに事前に通知することなく、第11条（本サービスの委託）に定める再委託先を介して、当該データをプラットフォームから削除することができるものとします。かかる削除により当該データプロバイダーその他の第三者に生じた損害・不利益について、当社は一切の責任を負いません。

第32条（取引対象データの利用目的）

- 1 データ利用者は、データプロバイダーからデータ利用契約に基づいて提供を受けた取引対象データについて、それぞれ以下に定める利用目的の範囲に限って利用することができるものとします。
 - (1) サービスユーザーの利用目的
自身との間で輸送契約を締結した（締結しようとする場合を含みます。）データプロバイダー（当該データプロバイダーから輸送業務に関する委託を受けたサードパーティーユーザーその他の第三者を含みます。）による、当該輸送契約に基づく輸送業務状況の把握（但し、サービスユーザー自身が当該データプロバイダーに対して第12条（データ利用者利用許諾データの利用許諾等）に基づき利用権限を付与したデータ利用者利用許諾データについてはこの限りではありません。）
 - (2) サードパーティーユーザーの利用目的
自身との間で業務委託契約等を締結した（締結しようとする場合を含みます。）データプロバイダー（当該データプロバイダーから輸送業務に関する委託を受けた別の

サードパーティーユーザーその他の第三者を含みます。) から指定された範囲で、当該業務委託契約に基づく業務を履行するために必要と認められる範囲(但し、サードパーティーユーザー自身が当該データプロバイダーに対して第12条(データ利用者利用許諾データの利用許諾等)に基づき利用権限を付与したデータ利用者利用許諾データについてはこの限りではありません。)

- 2 サービスユーザーは、自身との間で輸送契約を締結した(締結しようとする場合を含みます。) データプロバイダーが、当該輸送業務に関する委託を受けたサードパーティーユーザーに対して取引対象データの利用を許諾したうえで提供すること及び当該サードパーティーユーザーが前項第2号の利用目的で取引対象データを利用することについて、あらかじめ承諾するものとします。

第33条(データ利用契約)

- 1 データ利用契約は、データプロバイダーとデータ利用者が別途合意した取引対象データを対象として、本サービス上で提供を受ける旨を合意した時点をもって、当該データプロバイダーと当該データ利用者間において成立するものとします。
- 2 データ利用契約の契約期間は、前項のデータ利用契約成立日から、データ利用者と当社との間で締結したサービス利用契約が終了する日までとします。

第34条(データ利用者の利用制限)

- 1 データ利用者による取引対象データの利用は、第32条(取引対象データの利用目的)で定める利用目的の範囲内での利用に限定され、データ利用者は、かかる利用目的の範囲を超えて取引対象データを利用することができません。
- 2 データ利用者は、データプロバイダーの事前の承諾がある場合を除き、取引対象データの全部又は一部について、開示、頒布、第三者提供(譲渡、貸与、利用許諾又は担保提供の如何を問いません。以下同じ。)をすることができません。
- 3 データ利用者は、利用条件の範囲で、取引対象データの全部又は一部について、複製、加工、編集、解析、分析、又は端末機器へのダウンロード(データ利用者が管理権限を有するシステムとのデータ連携サービスを利用する場合は、当該データ連携サービスによる複製等を含みます。)をすることができます。

第35条(データプロバイダーによるデータの削除)

- 1 データプロバイダーは、データをプラットフォームに提供した後、いつでも、当該データをプラットフォームから削除することができるものとします。但し、既にデータ利用者がデータ利用契約に基づいて提供を受けた取引対象データについては、当該データ利用者の同意がある場合に限ってプラットフォームから削除することができるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、データプロバイダーが、自らが提供した取引対象データの正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、又は、当該取引対象データが第三者の知的財産権等その他の権利を侵害していることを知ったときは、直ちにその具体的な内容を、書面又は当社の定める方法によって、当社及び当該取引対象データについてデータ利用契約を締結したデータ利用者に通知しなければならないものとします。

第2節 データ利用契約におけるデータプロバイダーの義務等

第36条（対応責任）

- 1 データプロバイダーは、取引対象データの提供に関連して生じた第三者からのクレーム又は請求について、自らの費用と責任で解決しなければならないものとします。但し、当該クレーム又は請求が、データ利用者によるサービス利用契約又はデータ利用契約に違反する取引対象データの利用に起因又は関連して生じた場合についてはこの限りではありません。
- 2 データプロバイダーは、取引対象データに障害、損壊、滅失その他の不具合が発見された場合、商業的に合理的な範囲で、原因の特定及び不具合の是正に協力するものとします。但し、原因の特定又は不具合の是正を保証するものではありません。

第3節 データ利用契約におけるデータ利用者の義務等

第37条（データ利用者による取引対象データの管理）

データ利用者は、自らが提供を受けた取引対象データ（自らがデータプロバイダーに利用許諾したデータ利用者利用許諾データを除き、以下本条において同じとします。）を他の情報と明瞭に区別して善良な管理者の注意をもって管理及び保管するものとし、適切な管理手段を用いて、自己の営業秘密と同等以上の管理措置を講ずるものとします。

第3章 海上輸送関連データ提供サービス

第38条（海上輸送関連データ提供サービス）

- 1 登録利用者は、当社に対し、海上輸送関連データ提供サービスの利用を申し込むことができます。
- 2 海上輸送関連データ提供サービスの利用を申し込んだ登録利用者（以下「海上輸送関連データ利用者」といいます。）が当該申込を行った時点で、海上輸送関連データ利用者と当社との間で、海上輸送関連データの提供に関する契約（以下「海上輸送関連データ提供契約」といいます。）が成立するものとします。
- 3 当社は、海上輸送関連データ提供契約の契約期間中、プラットフォームを通じて、当社所定の様式にしたがって、海上輸送関連データを、海上輸送関連データ利用者に対して提供するものとします。
- 4 海上輸送関連データ利用者は、第1項の申し込みにあたって、提供を希望する海上輸送関連データの種類を指定することができます。この場合、当該指定された海上輸送関連データのみについて、海上輸送関連データ提供契約が成立するものとします。
- 5 海上輸送関連データ提供契約の契約期間は、第2項の海上輸送関連データ提供契約成立日から、海上輸送関連データ利用者と当社との間で締結したサービス利用契約が終了する日までとします。ただし当事者間で別途合意することにより、海上輸送関連データ提供契約のみを終了することもできるものとします。

第39条（海上輸送関連データの利用許諾等）

- 1 当社は、海上輸送関連データ利用者に対して、海上輸送関連データ提供契約に基づき、以下に定める利用目的の範囲内で、海上輸送関連データを利用することを許諾するものとします。
 - (1) 海上輸送関連データ利用者自身の海上輸送の効率的な運航、輸送品質の向上、その他海上輸送に関するデータの利活用
- 2 海上輸送関連データ利用者による海上輸送関連データの利用は、前項で定める利用目的の範囲内での利用に限定され、海上輸送関連データ利用者は、かかる利用目的の範囲を超えて海上輸送関連データを利用することができません。
- 4 海上輸送関連データ利用者は、当社の事前の承諾がある場合を除き、海上輸送関連データの全部又は一部について、開示、頒布、第三者提供（譲渡、貸与、利用許諾又は担保提供の如何を問いません。以下同じ。）をすることができません。
- 5 海上輸送関連データ利用者は、第1項で定める利用目的の範囲で、海上輸送関連データの全部又は一部について、複製、加工、編集、解析、分析、又は端末機器へのダウンロード（海上輸送関連データ利用者が管理権限を有するシステムとのデータ

連携サービスを利用する場合は、当該データ連携サービスによる複製等を含みます。)をすることができます。

- 6 当社は、海上輸送関連データを提供した後、いつでも、当該海上輸送関連データをプラットフォームから削除することができるものとします。

第4章 附則

第1節 当社の保証及び免責

第40条 (本サービスに関する保証)

本サービスに重大な瑕疵が認められた場合における当社の責任は、商業的に合理的な範囲内で、本サービスの修正又は契約不適合の除去に努めることに限られるものとします。

第41条 (非保証及び免責)

1 適用法令等及びデータに関する免責

- (1) 登録利用者による本サービスの利用と登録利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等との関係については、登録利用者自身の責任においてご判断下さい。
- (2) 当社は、本サービスで提供されるデータの正確性、完全性、即時性、随時性、安全性(本データがウィルスに感染していないことを含みます。)、有用性、特定目的適合性並びに第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを、何ら保証するものでもありません。
- (3) 当社は、本サービスの利用による登録利用者の機器への影響、データの不取得、損壊、滅失若しくは消失、又はデータの復元時におけるデータの不整合に起因して登録利用者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

2 本サービスに関する免責

- (1) 当社は、その原因が故意又は重過失に基づく場合を除き、当社によるサービス利用契約に基づく本サービスの提供の中断、停止、終了、解除、利用不能若しくは変更、又は登録利用者の登録の抹消若しくは消失に起因して登録利用者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
- (2) 当社は、その原因が故意又は重過失に基づく場合を除き、登録利用者が使用する端末機器、通信機器又は電気通信回線の故障若しくは損傷、及び当該機器保存データ等の障害若しくは消失に起因して登録利用者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
- (3) 当社は、プラットフォームの運営に関して、本規約の別の条項又はサービス・レベル・アグリーメント等で別途定める場合を除いて、明示又は黙示の別を問わず、

一切の保証（プラットフォームのセキュリティが完全なものであること、プラットフォームにバグがないこと、プラットフォームの利用によりウイルスに感染しないこと、プラットフォームの運営が中断しないこと、プラットフォームが第三者の知的財産権等を侵害しないことを含みますが、これらに限られません。）をするものではありません。

- (4) 当社は、登録利用者があらゆるオペレーションシステム、アプリケーション及びウェブブラウザ等において本サービスを良好に利用することができることを保証するものではなく、またそのような保証をするための動作検証及び改良対応等を行う義務を負うものではありません。
- (5) 当社は、本サービスを提供するにあたって、第三者が提供するサービス又は第三者が権利を有するソフトウェア（オープンソースソフトウェアを含み、以下総称して「**第三者サービス等**」といいます。）を利用しています。当社は、第三者サービス等に関して、著作権その他権利の侵害がないこと、第三者サービス等の適法性、正当性、真実性、安全性、可用性、継続性等を保証するものではありません。登録利用者は、第三者サービス等との連携により本サービス上で表示するデータが、通信設備等の影響により本サービスにおいて正確に表示されない可能性があることを予め了承します。
- (6) 当社は、不可抗力によって本サービスの履行が妨げられた場合、かかる不可抗力に起因して登録利用者に生じた損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
- (7) 本サービス又はプラットフォームを通じたデータ取引、データ利用契約に関連して、登録利用者と他の登録利用者又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当社は一切責任を負いません。

3 損害賠償

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス、サービス利用契約又はデータ利用契約に関して、当社が登録利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社がサービス利用契約等に違反したことが直接の原因で登録利用者に現実に発生した通常の影響に限定されるものとし、損害賠償の額は下記に定める額を超えないものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。但し、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

記

当該事由が生じた月において、当社が当該登録利用者に対して本サービスの利用の対価として設定していた本サービス利用料金の6か月分

第2節 その他

第42条（秘密保持）

- 1 当社及び登録利用者は、本サービスに関連して相手方が提供又は開示した情報（但し、取引対象データ、データ利用者利用許諾データを含む保管データ、海上輸送関連データを除きます。以下「**秘密情報**」といい、秘密情報を開示した者を「**開示者**」、開示を受けた者を「**被開示者**」といいます。）を厳に秘密として保持し、別途定めがある場合又は開示者の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示、提供、漏えいし、又は本サービスの利用以外の目的に使用してはならないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に当たらないものとします。
 - (1) 提供又は開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 提供又は開示の時点で公知の情報
 - (4) 提供後又は開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく提供又は開示された情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、被開示者は、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じるため必要な範囲に限り、開示者へ遅滞なく通知を行うことを条件として秘密情報を開示することができるものとします。

第43条（反社会的勢力の関係排除）

- 1 当社及び登録利用者は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
 - (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力(平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「**反社会的勢力**」をいいます。以下同じ。)でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
 - (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

- 2 当社及び登録利用者は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。
- 3 当社及び登録利用者は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず直ちにサービス利用契約の全部又は一部並びに個別利用規約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 4 当社及び登録利用者は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく契約解除にかかわらず当該損害についてサービス利用契約又は個別利用規約に基づく損害賠償を請求できるものとします。

第44条（本規約等の変更）

- 1 当社は、社会情勢、経済事情、税制の変動等の諸般の状況の変化、法令の変更、本サービスに関する実情の変化その他の事由がある場合、本サービスにおける利用料金、本規約の内容及び提供条件（以上をあわせて以下「**本規約等**」といいます）を変更できるものとします。
- 2 当社は、本規約等を変更する場合は、当社所定の方法で登録利用者に当該変更内容を通知するものとし、この通知の際に定める変更適用日から、変更後の本規約等は適用されるものとします。当該変更適用日以降、登録利用者が本サービスを利用した場合又は当社の定める期間内に登録抹消の手続をとらなかった場合には、登録利用者は、本規約等の変更に同意したものとみなされます。

第45条（連絡・通知）

本サービスに関する問い合わせその他登録利用者から当社に対する連絡又は通知、及び本規約等の変更に関する通知その他当社から登録利用者に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第46条（サービス利用契約上の地位の譲渡等）

- 1 登録利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、サービス利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- 2 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いサービス利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに登録利用者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、登録利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、会社分割その他の事業の移転が生じる場合を含むものとします。

第47条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、適用法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第48条（協議）

本規約、サービス利用契約又はデータ利用契約の解釈について異議、疑義が生じた場合、又は本規約に定めのない事項が生じた場合、当社及び登録利用者は誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第49条（存続条項）

サービス利用契約の終了後も、第40条（秘密保持）はサービス利用契約の終了後3年間は有効に存続し、第7条（本サービスの利用）第4項、第8条（保管データの利用権限の所在及び当社に対する利用許諾等）第4項、第9条（当社による保管データの取扱い）、第15条（本サービス利用の対価）、第21条（表明保証）、第22条（賠償責任）、第25条（登録利用者の情報及び個人情報の管理）、第30条（サービス利用契約終了後の処理）、第36条（対応責任）、第38条（本サービスに関する保証）、第39条（非保証及び免責）、第41条（反社会的勢力の関係排除）第4項、第44条（サービス利用契約上の地位の譲渡等）ないし第50条（言語）は、有効に存続するものとします。

第50条（準拠法）

本規約、サービス利用契約並びにデータ利用契約の成立、効力、解釈及び履行については日本法を準拠法とし、これに従って解釈されるものとします。

第51条（仲裁）

- 1 サービス利用契約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京を仲裁地として、一般社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会に仲裁判断を依頼し、仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従うものとします。
- 2 仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、一般社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会の仲裁規則によるものとします。

第52条（言語）

- 1 本規約は、すべて日本語によるものが正文であり、他の言語によるものは正文となりません。
- 2 日本語によるものの内容と他の言語によるものの内容に矛盾又は抵触がある場合は、日本語によるものの内容が優先して適用されるものとします。

2023 年 5 月 制定